

第十九回 参議院郵政委員会會議録第十二号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 池田宇右衛門君

理事

滝井治三郎君 柏木 庫治君

政府委員

郵政政務次官 飯塚 定輔君
郵政省貯金局長 小野 吉郎君
郵政省簡易 白根 玉喜君
保険局長

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

本日の會議に付した事件

○軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣送付)

○郵政事業の運営実情に関する調査の件

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する件)

○委員長(池田宇右衛門君) 只今より郵政委員会を開会いたします。

御報告申し上げますが、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会に連合を申入れましたが、内閣委員会では連合を受けるとのことです。連合の日取りについては追って御通知申上げることいたします。

本日の審議は公報を以て御通知申上げてありますが、軍事郵便貯金等特別処理法案に対する質疑、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する調査及び請願陳情の審査を行いたいと思ひます。

軍事郵便貯金等特別処理法案は本月二十四日当委員会に付託になりました。本日これがこれに関する審議の最初の委員会であり、先ず提案理由の説明を求めます。大臣が見えたいので、飯塚政務次官を説明に当らせることにいたします。

○政府委員(飯塚定輔君) 只今議題となりました軍事郵便貯金等特別処理法案につきまして、提案理由を私から御説明申上げます。

この法律案は、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所取扱われた軍事郵便貯金及び軍事郵便為替並びに旧外地等にあつた郵便局で取扱われた外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金について、貯金通帳等に表示されている金額を一定の換算率により換算して支払うと共に、軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳と引換に新たに通常郵便貯金の通帳を交付し、又、預金者等を保護するため、払戻し、証書等の有効期間について特例を設けようとするものでございます。

この部分、外地郵便貯金及び外地郵便振替貯金につきましては同年十月一日以後の預入金及び払込金の全額についてそれらを支払を留保し、又、軍事郵便為替及び外地郵便為替につきましては、同年九月二十三日以前に本邦に到着したものの千円を超える部分及び同年九月二十四日以後本邦に到着したものの全額について支払を留保して参つたのでありますが、この支払の制限につきましては、従来、預金者や受取人等からその解除方を強く要望されてきたところであり、

ところが今回、軍事郵便貯金等と同様に、その支払が停止されておりました一般の在外金融機関の取扱に係る送金為替及び預貯金について、支払の措置がとられることとなりましたので、軍事郵便貯金等につきましても、これと共に支払の措置を講ずることが必要であると考えまして、在外財産問題調査会に諮問いたしました。その答申に基いて支払の制限を撤廃しようとするものでありますが、その預入金等が終戦後の価値の下落した現地通貨等によつて受け入れられていた事情を考慮いたしまして、表示金額のままで支払をすることは適当でないと考えられます。この点につきましても、右調査会の答申に基きまして、その取扱機関及び表示金額に依り、一般の金融機関の未払送金為替又は在外預金の支払の際の換算率を適用して、その金額を換算して支払をいたそうとするものであります。

次に、貯金通帳の引換についてであります。只今申上げましたように、軍事郵便貯金等の金額は換算して支払われることとなりますので、取扱を整理し、事務取扱の上に混乱を起さないようにするため、この際、その貯金通帳を一般の通常郵便貯金の通帳と引換することにしたのであります。換算率を定め、軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳や外地郵便貯金の定額貯金証書による窓口における即時払や一部払戻し等の取扱を制限しようとするものであります。

次に、払戻し証書等の有効期間の特例についてであります。貯金の払戻し証書、為替証書及び振替貯金の払出証書には、それぞれ有効期間が設けられておりましたが、その期間が経過した後なお三年間証書の再交付の請求をしないでおきますと、払戻し金等を受取る権利が消滅することになっておりました。ところが終戦当時旧外地等において、混乱した状況の下に権利を行使する機会が与えられなまま期間が経過して権利が消滅してしまつたものにつきまして、特例を設けて、これを救済することが妥当であると考えられます。昭和二十年八月十六日以後、有効期間が経過し、または権利が消滅したもののについては、この法律の施行の日における払戻し証書等が発行されたものとみなして、権利の存続を図ろうとするものであります。

審議の上、速かに御可決下さいませう。お願いする次第であります。

○委員長(池田宇右衛門君) 順序として御質疑を願うことにいたしますが、進行次第でございますが、大臣も見えておりませんから、若し大臣が見えてから御質疑ということになれば、次の問題に入りたいと思ひますが、併し質疑がございましたら順次質疑を行うことにいたします。

○永岡光治君 これを実施いたしますと、概算郵政当局での程度の金額になるとお考えでありますか、支払金額について。

○政府委員(小野吉郎君) お答え申し上げます。ざつと四億二、三千万円、こういった見当でございます。

○永岡光治君 これはこの説明によりますと、野戦郵便局及び海軍郵便所のみならず、旧外地にあつて郵便局で取扱われた貯金や貯金為替等がこの適用を受けることになりませんが、その際にこれはすべてに亘ることでありましようが、通帳がないと実際にその証明ができないということになる虞れがあると思ひます。この条文によりまして、たま／＼通帳を持つて帰れた人はいないのでありますが、若し通帳のない人で、何か特別な証明の方法を講じた場合には、それについて同じく通帳を持つたものとみなして支払措置を講じておるのでありますか、どうでしょうか。

○政府委員(小野吉郎君) 今回の支払の対象になります郵便貯金につきま

ては、大部分が終戦後のこととごさいます。そういつた関係で、内地に原簿が全然存在しないような状況になつております。自然通帳を持つておれば問題ないのでありますが、通帳がないとそれを証明する手段と申しまして、これはちよつと考えられないのじやないかと思ひます。いろ／＼内地の郵便貯金につきまして、通帳をなくしてしましても、申出或いは証憑書類等によりまして確認措置をいたしております。これはやはり原簿が内地にちやんとあるからでございます。原簿に基いて確認をいたし、大体申出に相違がない、こういうことが証明できるが故に確認措置がとられるわけでありませぬ。そういうた原簿を全然持ちませぬので、実際問題としていたしましては、通帳がないと如何ともしがたいという結果にならうと思ひます。先ほどお答えいたしました四億二、三千万円の所要の資金、これは一応原簿がありませぬので、各郵便局に通帳を呈示してもらつて、我々のほうで集計いたしました額が大体そのくらいに当るわけと申しております。勿論今まで数回に亘るお勧めにもかかわらず、通帳を持つておりながら呈示しないおかたもあろうかと思ひます。こういう人は通帳を持つておられるので問題はないと思ひますが、仮にそういうものが出ると思ひますと、先ほど申し上げました四億二、三千万円ははつきりその通帳によつて集計いたしました額でありますので、多少所要資金が膨らむ、こういうことはあり得ようかと思ひます。

十九年度予算で一応組まれておりますか、どうでしょうか。

○政府委員(小野吉郎君) この所要資金につきましては別段に予算の措置は講じておりませぬ。もと／＼この関係の資金はすべて外地に止まつておりまして、郵便貯金本来の流れに従つて資金の回送が全然ないのであります。従いましめていざこれの措置は終局的にはこれをどこで負担するか、こういう問題が起きております。軍事郵便貯金等につきましては臨軍会計に入つておりますので、臨軍会計の最終処理を以て初めてそれを一般会計へ肩代りするかどうか、こういう問題が起るわけでありませぬ。今日この段階では諸算の項に達してはおりませぬ。なお、相当時日を要するわけでありませぬので、今回の支払資金につきましても、直ちにこれを一般会計で使う或いはどこで使うといつたことで区別できない結果、いわゆる資金のやり繰りによるほかはないので、資金の流用措置によつて賄うわけと申しております。

○永岡光治君 これはおよその見通しで結構でございますが、これを実施されて、一人の個人についてですが、最高どの程度くらい大体支払うことになりませうか。

○政府委員(小野吉郎君) 大体十千万円以内のものが大部分であります。多少それをオーバーするものがあります。これは極く微々たる例外でありますので、まあ最高が十千万円、ところがその最高十千万円もパーセンテージとしては非常に少ないのでありまして、外地の郵便貯金に、これは野戦郵便、海軍軍用郵便所に預入れられたものではな

く、一般の軍人軍属以外の同胞が郵便局に預けたものであります。これについて申しますと、大体今回の案で五千円まではパーで払われるような状況になつておりますが、それで行きますと、全体の約八割はそれで済むわけでありませぬ。八割ちよつと上廻ります。そのくらいは大体額面通りパーでもらえるといふような計算でありませぬ。それを超えるものが何かしかの換算を受けるわけでありませぬ。これはまあ最高にいたしまして、仮に十千万円の貯金を持つておると仮定いたしますと、外地の貯金につきましては関東州が一四六十銭を一円に換算し、その他の地域は一四五十銭を一円、樺太はパーで行きますから、そういう関係で行きますと、仮にまあ一四五十銭を一円で行けば三分の一であります。五千円まではパーであります。残り九万五千円が三分の二になるわけでありませぬ。そういうた状況でありませぬので、さしたる犠牲を預入者にかけないで済むのじやないか、かように考えます。軍事貯金につきましては中国関係の預入が非常に多いのであります。北支、中支、南支が、これが全体の約九四％ばかりを占めております。而もその中で今回の換算率で行きますと、換算率の一番高いものと申しますか、中支地域であります。まあ二千四百分の一になるわけでありませぬ。尤も郵便貯金は終戦当時のレートで円表示になっておりますので、当時の百円を十八円に換算して通帳に記載してあります。そういうた関係で、通帳面を言へば二千四百分の一になるわけじやなく四百三十二分の一になるわけでありませぬ。これは丁度もとのものが二千四百分の一

に換算される、このような結果になるわけでありませぬ。そういうた面でも、中支方面の關係におきましては、かなり換算率によつて支払い金額は少くなりますが、これは儲備券が非常に下落をした、こういう実情に対応するものでありまして、従つて仮に十千万円の貯金を持つておりましたも、額は非常に少くなるというた計算になるわけでありませぬ。

○永岡光治君 これで救済される人はおよそどの程度になりますか。何万人くらい……。

○政府委員(小野吉郎君) 総体で口座の数にいたしまして、軍事郵便貯金、外地郵便貯金、軍事為替、外地の振替貯金、全部を含めまして七十四万五千、こういうことになつております。従つて一人が一冊しか持つておらないとすれば、七十四万五千人の人が支払対象になるというた結果になります。

○委員長(池田宇右衛門君) 何か質問ありますか。

では、私から聞きますが、若しこの法案が阿院を通過した何月後から支払いに着手いたしますか、直ちにいたしますか。恩給方面その他から見ても、どうも手続きに非常な難関と申します。面倒で、一年も一年半もかかるというたようなことが、今日の悩みの種となつておりますが、少くとも郵政当局において、その煩雜を避けて、直ちに七十四万五千人のうち今年に少くとも完了するような方法をおとり下さることでありませぬか、この点は如何ですか。

○政府委員(小野吉郎君) 法案通過を見ますれば、直ちに支払を開始したいと思ひます。ただお断りしておかなければなりませんのは、いろ／＼換算措置等もしなければなりません。それと、この貯金がそういうた特殊な状況にありませぬので、支払につきましても全払によりますか、或いは通帳を新しい通帳と書替へなければなりません。お金の欲しい人は一部を払戻すわけに行かないのでありまして、全部を払戻さなければなりません。又つと預けておきたい人は、その通帳では預払いができませんので、新しい内地の郵便通帳に替へなければなりません。金をお支払いする場合におきましても、通帳面におきまして金額段階別に換算等処理いたさなければなりませんので、郵便局の窓口ですぐ間に合うわけに参ります。關係のこの原簿を持つておられます支局に一旦行つて、そこで計算されて全払いの支払証書が行くわけでありませぬので、そのための多少の時日は必要でありませぬ。この支払につきましては、法案が成立いたしますれば、早急に開始したいと思つております。又その準備もできておるような状況でございます。而もこの処理が完了いたしますことは、我々といいたしましては、できるだけ速かにやるのが希望でございますので、通帳が呈示されれば、本年一杯とは限らず、できるだけ早く措置を完了したい、かように希望しておる次第であります。

○永岡光治君 そうしますと、まあ私たちがそれを非常に心配しておるので、遅くも年度内ではなく、今年の十二月までに行らうというお話でありませぬが、承れば、これは予算的措置が講じてないというたのでありませぬが、七十四万五千口座というものを処理するといふことになると、当然定員の措置が

必要だと思いますが、これはどういふふうに措置されるお考えでありますか。

○政府委員(小野吉郎君) 現在地方貯金局としては、山形の地方貯金局において一括ごういつた関係は処理いたしておきます。軍事貯金通帳につきましては熊本の地方貯金局が持つておられますが、すでにそういつた定員は配当済みでありますから、まあ換算等で多少の仕事はあろうかとも思いますが、口数も非常に僅かでありまして、特に定員を更に殖やさなければならぬ、こゝろいつたものとは考えておらない次第でございます。

○永岡光治君 措置を講ずればいいのですが、七十四万五千となりますと、そう私は簡単なものではないと思つておられますが、これだけ何ですか、使用原資は、つまり支払いに要する支払原資は、特別な予算措置を講じてないけれども、定員だけ特別措置を講じたというのは何か矛盾しているような気がするんですが。

○政府委員(小野吉郎君) 先ほどお答え申し上げましたように、この仕事につきましてもは全然内地に原簿を持つておりません。従つてどのくらい一体この関係の口数があるか、又金額はどのようになつておるか、こゝろいつた面は、今回の支払を開始するまでもなく、すでに定員を配置いたしました通帳を呈示してもらつて、通帳面における原簿を突は作つておるようなわけでございまして、それを引続き処理する要員は関係局に配置してありまして、少くとも今日まで全然これは支払を全面的に留保したものではありません。銀行預金等とは違ひまして、数回に亘り

まして制限をほつて解除しながら、一部支払措置は今までやつて来ておるわけでありまして。従つてその所要人員は、今回の全面的解決を待つまでもなく、必要人員は配置済みになつておりまして。ただこれを現在少しづつ制限を緩和して参りまして、只今それを全面的に解こうとするわけでありまして、これに要する資金につきましても、先ほど申し上げましたように、関係資金の持つ会計を根本的にまだきめかねる時期でもありますので、とりあえず資金の流用によるわけでありまして、この資金は軍事郵便貯金等につきましても、一部制限を設けながらも支払いをすでにいたしておるわけでありまして、そのときに所要資金といたしまして、すでに資金流用によつて資金運用部には当時の想定に基く必要な金が入つておるわけでありまして、これが多少想定よりも上廻つておりますので、今回程度の所要資金でありますならば、すでに資金運用部に流用預入済であります金の中で処弁できる関係であります。あとはそれを一般会計が持つかどうかは、臨軍会計の整理その他を待つて、きめられることになつておるわけであり

○永岡光治君 措置を講ぜられたといふお話ですが、何名増員されたのですか。それは定員法の定員として、つまり正定員で採用されているのですか。

○政府委員(小野吉郎君) 人数が何名かという資料は只今持つておりませんが、これはすでに現在定員法内の定員に基きまして配置したのもありますし、又臨時の仕事につきましてもは賃金要員によつて処弁するものもありまして、大部分は定員の枠の中で、関係局

のこの処理を掘くだけに必要な人員はすでに配置しておるというふうな状況であります。

○村上義一君 只今支払額の予想は四億二、三千万円というお話を承りましたが、これは表示金額の総額はどのくらいになつておりましたか。

○政府委員(小野吉郎君) 総額約二十六億くらいになつておられます。野戦郵便局並びに海軍軍用郵便所を利用いたしました軍人軍属の貯金が二十三億、これが大きいわけでありまして、一般の外地におりました引揚げ同胞の預けました分はざつと二億四千万円見当と考へられます。又軍人軍属の利用いたしました郵便局が一億見当でございます。外地の郵便局、外地の郵便振替貯金等につきましても、大体推定でございますが、一億に足らない金額ではあるまいかと想像されます。

○村上義一君 各地域によつて、それぞれ又各種別によつて非常な差異があるやうであります。総額二十六億に對して四億二、三千万円、約六分の一に相当すると思つておられますが、只今の提案理由の説明の中には、この別表については特別な御説明は承るることができなかつたのですが、この別表は地域別によつて区別されておるやうでありまして、この区分について大体は只今局長の御説明で付度はできるのでありますが、各地域別に一つ基礎を承わりたいと思つておられます。若し何かデータによつて知ることが簡便であるやうならば、御提出をお願いしたいと思います。

を独自にきめる権限を持つておりません。従ひましてこゝろいつたレートは日本の国としてとりました何かの基準を援用するよりほかにないわけでありまして、この率はこゝろ二年ばかり前でありましたが、在外公館借入金等の返済の際に、各地域の貨幣価値を日本のそれと比較いたしましてきめましたレートであります。それを一応そのまま適用のレートとしてとつたわけでありまして、今回、過數衆議院を通過しました閉鎖機関指定の銀行、又さうでない一般銀行の預金についてもさうでありまして、この支払につきましても、これと同様な換算の率をとつておるのであります。ただちよつと付け加えて申上げますと、銀行預金につきましても、今まで全然支払をいたしておらないのでありまして、全額支払を今日まで保留して参つたのであります。郵便貯金は参考資料に載つております通り、軍事郵便貯金につきましても、すでに昭和二十一年に終戦後の貯金といえども一人千円まではパーで支払をいたしておられます。又昭和二十三年にはその制限を緩和いたしまして一人千五百円までは終戦後の預金にかかわるものにつきましてもパーです。支払済みでございます。外地の郵便貯金につきましても、終戦時二十年の八月十五日でなく九月三十日までのものは全額支払ひ得る状況に相成つておるわけでございます。この点が銀行と非常に違つておるわけでございます。今回の措置におきましても、さういつた面は銀行面よりも有利になつておられますし、そのみならず、当時郵便貯金の預入の限度が五千円といふことになつておられます。今日これは十萬円といふことになつて

おりますが、郵便貯金の最高預入限度が五千円といふことになつておりました、その五千円までのものにつきましては、今回の案におきましても、銀行預金の支払の關係よりも非常に有利な状況になつておるやうに、在外公館借入金の返済の場合は取られたレート数を五千円までについては取つておらないやうな状況でございます。従ひまして、このレート自体につきましても、今のやうな郵便貯金の零細貯金であるが故に取られた優遇措置にもかかわらず、全面的にさういつた優遇を考へることには、郵便貯金の限度が考へられておつた趣旨並びにその後の預入の実情、更には在外公館借入金並びに銀行預金の支払等とも全然均衡を破つていものでもありませんし、少額貯金の優遇の面はでき得る限り見つ、又銀行なり、在外公館借入金の支払について或る程度の均衡を取らなければならぬといふことで、他の例において援用されたレートをもそのまゝここに持つて来たといふやうな關係になつておられます。

○村上義一君 もう一点、これは金利については全然触れていないやうであります。これは付けないという趣旨だらうと付度しますが、若しそうならば理由を一応御説明願ひたいと思つておられます。

○政府委員(小野吉郎君) 利子は付くわけでございます。と申しますのは郵便貯金につきましてもは毎年一回利子を付けておるやうに、それを残金に組入れておられます。その額は先ほど申し上げました額になるわけでございます。利子はちやんと付くといふやうな状況でございます。

○政府委員(小野吉郎君) 郵政大臣といたしましては、こゝろいつた換算の率

○委員長(池田宇右衛門君) 他に御質問がなければ次の問題に移りたいと思

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(池田宇右衛門君) 次に簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用の問題について調査を行います。本件について質疑の通告がございませ

質疑を願います。

○楠木庫治君 郵便年金、簡易保険の積立金の運用についてでありませ

私からは二度、他の委員からも強い要望がなされておるのでありますが、今の貸付金をする枠を拡げる要望が、実際中小企業に廻つておる多くの被保険者

にあることは、各地を調査いたしました十分おわかりのことと思つてござい

ます。大企業はともかく十分の力を持つておりますし、それから勤労者の組織労働者は団結の力を持つて生活権の向上と申しますか、確保に向つてなされ

ておりますが、最も健全でありたく思ひます中小企業者が何らのそうした力を持つておらず、世の荒浪で困つてお

ることは誰もが知ることであります。そこで中小企業者に潤いますよう中小企業金融公庫あたりに相当まとまつたこの積立金を預託いたしました、これらを通してこの層に資金の円滑を図る

省と地方自治庁でこれは円滑に相談の上運用されておると思ひますので、この三者がよく話し合いますならば、大蔵省から廻す分、郵政省から廻す分を、地方公共事業体に対して何とかそこに融通をして相当のものを中小企業の方に廻すような方法はないのかどうかということも、先ず承わりたいのであり

ます。

○政府委員(白根玉喜君) 中小企業に對しまして、簡易保険の金を運用した

ら如何なものであるかという御意見は、当委員会におきましても他の方々からもお話があつたわけでもございま

す。現実、本年度におきましては中小企業に對しまして一般会計から二十五億圓、資金運用部から百五億圓融資する方針になつておりました、計百三十億圓が一一般会計並びに資金運用部の

資金から融資する建前になつておるわけでもございませ

す。併し、本年度におきましては、先ず第一段階に枠を拡げる対象の大き

な一つの重点ではないかと思つてございませ

制定、現在の法律が地方公共団体に對する貸付に重点をおくという建前でもございませ

す。又簡易保険の地方公共団体に對する所要資金のせめて半分以上程度は簡易保険の金で流したいと、

こういふ気がありましたので、本年度におきましては、そこまで法律を改正して手を伸ばすというところまで実行

は行きかねたわけでもございませ

す。幸いに本年度の積立金も四百六十億程度になりまして、地方公共団体に對する

貸付の約五二〇程度になつておるわけでもございませ

す。併し、本年度におきましては、先ず第一段階に枠を拡げる対象の大き

な一つの重点ではないかと思つてございませ

て重要性のあるグループにつきま

し、枠を拡げて法律の改正をお願いしようというところで、私も只今研究しておるところでございませ

す。併し、本年度におきましては、先ず第一段階に枠を拡げる対象の大き

な一つの重点ではないかと思つてございませ

す。併し、本年度におきましては、先ず第一段階に枠を拡げる対象の大き

な一つの重点ではないかと思つてございませ

す。併し、本年度におきましては、先ず第一段階に枠を拡げる対象の大き

な一つの重点ではないかと思つてございませ

問題につきましましては多くの者が切実な思いをいたしておられますので、本年度

のうちにでも何とか考えておるのであります。法案だけは臨時国会でも

○楠木庫治君 議員提出という方法も

○政府委員(白根玉喜君) 気持にお

○承岡光治君 今に關連するわけ

○政府委員(白根玉喜君) 気持にお

○承岡光治君 今に關連するわけ

○政府委員(白根玉喜君) 気持にお

ういたしますと、当然私は法律案でも間に合うと思っておりますが、何とか一つそういう方法を是非政府提案の形でして頂きたい。このことを一つお願いいたします。若し政府提案で非常に困難だということになれば、これは柏木委員から言われましたように、議員立法という方法も考えられるのであります。いずれにいたしましても、今国会中に何らかのめどをつけるように是非一つして頂きたいと思っております。要望だけをしていただきたくす。

○委員長(池田宇右衛門君) 滝井さん何か御要望がございませうか。

○滝井治三郎君 別に。

○委員長(池田宇右衛門君) 村上先生は……。

では、白根保険局長のほうにおいて、只今各委員が皆同じような要望であり、中小企業者の金融の行詰りを打開し、中小企業振興の資金に融通する方途を講ぜよという強い要望に基いて、できるだけ大臣、次官と共に、これが立案の実現するようなことを一つ考慮してもらいたいと思っております。何か白根保険局長御意見がございませうか。

○政府委員(白根玉吉君) 別に意見はございませませんが、先ほど永岡委員から今国会中というお話でありましたが、実は今年度の大体資金運用部の金の出すのと、こちらの出すのと、事項別に話合がございまして、ございまして、これも相手のあることとございまして、従いましてできるだけ早くという御趣旨は頂戴いたしますけれども、この国会中というのだけはこれは一つ場合によつては勘弁して頂きたいと思

○永岡光治君 大体私もそういうお気持はわからんわけでもないのですが、すでに二十九年度第一次補正予算すらもこの会期中に出ておる。出ておるから、何とかして補正ぐらいできな

ただで済ませたいし、更にこの直接簡易保険の積立金で郵政省で所管するものの中から、若しそういう方法が時期的に講ぜられないというものがあれば、資金運用部のほうで運用されておるその中から何とか方法を講じてもらうような、これは政府の方針で私ができると思つて、是非そういうふう

○委員長(池田宇右衛門君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をつけて。

○政府委員(飯塚定輔君) 只今の委員各位の御質疑に対しては、これは前の簡易保険の最高制限額を引上げました際、御協力によりましてこれが引上げられたのでありますけれども、その御審議の中にも、参議院及び衆議院

とをその点についてお答え申上げたかわかりませんが、将来におきまして、その点に關していろいろどういふふうにするかといふことを、実は、御期に副う時期の早からんこと

を念願して相談することといたしまして。

○委員長(池田宇右衛門君) お諮り申上げますが、柏木委員の御質疑と各委員の皆さんから発言があつて、只今次官から答弁いたしました問題であり、

○柏木庫治君 重ねて意見を申上げますが、これは実際被保険者というものは、殆んど四割くらいが中小企業に携つておる者だということを私は各地を調査いたして知ることができたので、

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をとめて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○政府委員(飯塚定輔君) 只今の委員各位の御質疑に対しては、これは前の簡易保険の最高制限額を引上げました際、御協力によりましてこれが引上げられたのでありますけれども、その御審議の中にも、参議院及び衆議院

を念願して相談することといたしまして。

○委員長(池田宇右衛門君) お諮り申上げますが、柏木委員の御質疑と各委員の皆さんから発言があつて、只今次官から答弁いたしました問題であり、

○柏木庫治君 重ねて意見を申上げますが、これは実際被保険者というものは、殆んど四割くらいが中小企業に携つておる者だということを私は各地を調査いたして知ることができたので、

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をとめて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○政府委員(飯塚定輔君) 只今の委員各位の御質疑に対しては、これは前の簡易保険の最高制限額を引上げました際、御協力によりましてこれが引上げられたのでありますけれども、その御審議の中にも、参議院及び衆議院

とをその点についてお答え申上げたかわかりませんが、将来におきまして、その点に關していろいろどういふふうにするかといふことを、実は、御期に副う時期の早からんこと

を念願して相談することといたしまして。

○委員長(池田宇右衛門君) お諮り申上げますが、柏木委員の御質疑と各委員の皆さんから発言があつて、只今次官から答弁いたしました問題であり、

いまして、最善の努力をいたされたと思つて、そこで私どもの決意をいたしました。この運用に關する問題は郵政省単独でも決定はでき得ないのでありますから、関係当局は関係当局として協議を促進させるように我々も努力をいたします。なお、大臣にも只今の御意見を十分お伝えするようにいたしたいと思います。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をとめて下さい。

午後二時四十八分速記中止

午後三時三十九分速記開始

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、軍事郵便貯金等特別処理法案

軍事郵便貯金等特別処理法案
軍事郵便貯金等特別処理法
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替貯金等の特別処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従ふものとする。

一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所へ預入された郵便貯金をいう。

二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。

三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。

四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をいう。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金(口座に受け入れられたものを含む)をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。

(軍事郵便貯金の換算)

第三条 昭和二十八年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高

(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千五百円までの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率
二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率
三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率
(軍事郵便為替の換算)

第四条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつた軍事郵便為替については、その払渡前の金額)は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき
別表甲欄に掲げる換算率
二 表示金額千円をこえる部分につき

別表乙欄に掲げる換算率
(外地郵便貯金の換算)

第五条 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。
一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

昭和二十九年五月十三日印刷

千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率
二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率
(外地郵便為替の換算)

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率
二 表示金額千円をこえる部分につき

別表乙欄に掲げる換算率
(外地郵便振替貯金の換算)

第七条 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金(口座に受け入れられたものは、その現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率
二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率
(軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限)

第八条 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

四月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。
一、合併市町村の郵便局等の統合整理促進に関する請願(第三三〇八号)
一、長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願(第三三九七号)

昭和二十九年五月十四日発行

2 前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。
3 郵政省は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除いて、貯金の預入及び払いもどしの取扱をしない。
4 郵政省は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱をしない。

第九条 軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便為替又は外地郵便為替の為替証書及び旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出証書で昭和十七年四月十七日以後この法律の施行前に発行されたものは、有効期間の計算については、この法律の施行の日に発行されたものとみなす。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

取次機関の所在地(旧郵便局及び旧郵便局(旧郵便局)にあつた最後の所在地)	換算率(1円に対する表示金額)		
	甲	乙	丙
新 東 北	1円	1円	1.5円
東 北	1円	1円	1.6円
東 北	1円	1.1円	1.00円
東 北	1円	1.1円	4.32円
東 北	1円	1.0円	1.0円
東 北	1円	1.1円	4.32円
東 北	1円	1.1円	6円
東 北	1円	1.1円	1円

第三三〇八号 昭和二十九年四月十三日受理
合併市町村の郵便局等の統合整理促進に関する請願
請願者 岡山県議会議長 蜂谷 初四郎
紹介議員 島村 軍次君

市町村の合併は現下緊急の要請として全国的に広範に推進されているが、合併の進展に伴い、郵便局及び電報電話局の管轄を異にする市町村の合併を余儀なくされているものが多数生れつつあり、これがために合併により同一行政区画となつて通信需要は激増しながらも、管轄局を異にするがために、かえつて郵便物集配の遅延、電報電話連絡の不便が増大し、合併の趣旨に反する事態を招いている現状であるから、合併市町村育成のため、すみやかに合併市町村内の管轄を異にする郵便局及び電報電話局を統合整理し、住民福祉増進のための施策を断行せられたいとの請願。

第二三九七号 昭和二十九年四月十七日受理
長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願
請願者 長崎県南高来郡西有家町長 本多重三
紹介議員 藤野 繁雄君
長崎県西有家町は、人口一万五千で島原に次ぐ繁華街であるばかりでなく、県下においても首位を争う大町である上、諸官公庁、商工会社工場諸事業団体等が林立し交通網も発達しているが、通信施設については無集配局の西有家局のみであるため、当町民のこころむる物心両面の損失は計り知れないものがあるから、西有家局を集配局に昇格せられたいとの請願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局